

平成27年度 第1回電子著作物相互利用事業委員会 議事録

I. 日 時 平成27年7月31日（金）10:00～12:00

場 所 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室

II. 出席者 角田担当理事、半田委員長、紋谷委員、高木委員

(事務局 井端事務局長、平田職員)

III. 検討事項

はじめに、今年度から本委員会の担当理事が角田和巳私情協常務理事になったことを事務局から報告があり、委員紹介を行った。

その後、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリング、意見交換について出席した事務局より報告し、今後の著作権法改正要望への対応について検討した。

1. 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリング、意見交換と今後の著作権法改正要望への対応について

(1) 文化審議会でのヒアリングと意見交換について

7月24日に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会のヒアリングのため、本協会事務局、アドバイザーとして関西医科大学医学部教授の渡辺淳氏、神奈川大学大学院法務研究科教授の中村壽宏が出席した。

ヒアリングでは、教育の情報化推進に向けて新たな時代のニーズに対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について、本協会を含め、関係団体及び関係大学等から提案・要望を行った。

本協会からは委員会で検討した著作権法第35条第2項の異時利用での自動公衆送信を認める法改正要望し、著作権者の利益を不当に害さないための大学として遵守すべき利用条件の明確化と組織的な対応も前提とした。また、著作権処理の集中管理・体制の充実も提案した。他団体からは、同様の法改正要望、著作権法第32条の引用範囲の不明確さの指摘、権利処理手続きのコスト負担の増大と手続きの簡便化など意見があった。

審議会委員との主な意見交換では、eラーニングなど「異時利用」での自動公衆送信に関する本質的な意見交換にはいたらなかったが、引用する判断基準の不明確さによる教育機関での利用が委縮している問題が指摘され、判断基準を明確化することを必要性や権利処理にどのようなコスト負担がかかるのかなど質疑があった。その後、委員会は権利者団体とのヒアリングを本日7月31日に実施している。

(2) 本委員会の今後の対応

事務局からの報告を受けて、委員からは、文化審議会の動向を確認する意味からも、審議会同小委員会に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキ

ングチーム」があるが、そのメンバー構成を確認しておく必要があること、また、どんなことを検討していくのか検討スケジュールを確認しておくべきであるとの意見があった。（8月に文化庁に確認したところ、今回のICT活用教育は小委員会で検討していくので、ワーキングチームはICTとは別の全体的な内容になるとのこと。）さらに、フェアユースを復活させるという議員提案があったが、それはどうなったか、ワーキングチームの検討課題の中に含まれていないのかとの質問があった。（上記の通り、ワーキングチームは異なる内容を検討する旨、文化庁に確認した。）

今後は、審議会の動向を踏まえた上で、今後のさらなる対応策を検討すべく委員会を開催することを確認した。

2. 文化庁登録事業の廃止に伴う電子著作物相互利用システムの改善について

全国の大学に電子著作物相互利用事業の存在を伝え、事業参加への理解を促進するため、事業参加の有無を問わず、各大学に大学ごとの管理用ID・パスワードを配布し、各大学で利用教員別のID・パスワードの発行を通じて、迅速に教員がシステムを利用できるようにする旨、事務局より提案したところ、これを了承されたため、実施することにした。

なお、委員からは、事業案内の際は、学長宛だけだと受け止めてもらえない可能性もあるため、案内してほしいところを指定しておいたほうがよいとの意見があった。

その他、登録されるコンテンツと利用者との希望のマッチングが必要で、要望を調査するなどおさえておく必要があるのではないかと意見があったが、具体的なニーズになると、有料の教材も入ってくることも多いことも想定されるので、細かなところまで調査しても対応が難しいのではないかと事務局より見解を述べた。

以上